

## 廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業日割り請求についてQ&A

番号	質 問	回 答
1	総合事業実施にあたり月額報酬サービスについて、日割り計算が導入されたが月途中でサービス事業所を変更した場合の取り扱いはどのようなになるのか。	国から示されている「月額報酬の日割り請求の適用について」(参照:平成27年3月31日厚生労働省事務連絡『介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について』I資料9)にあるとおり、サービス事業所を変更する場合、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様に契約日又は、契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り請求することとなります。ただし、利用者が月途中で他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定が可能です。
2	月額包括報酬に係る日割り計算の取り扱いについて、契約日を起算日として日割りを行うのか、それとも初回サービス提供を起算日とするのか。	総合事業の月額包括単価を導入するサービスにおける月割り請求については、月途中でサービスを開始した場合は契約日、月途中でサービスを終了した場合は契約解除日を起算日として日割り計算を行うこととされています。
3	月額報酬で設定されている総合事業サービスについて、入院等で一時的にサービス利用を中断されていた方がつき途中で退院されサービスを再開された場合、日割り計算を適用することとなるのか。	医療機関の入院に伴い月途中でサービスの利用が中断した場合又は、医療機関からの退院に伴い月途中からサービスを再開した場合は、日割り計算を行いません。ただし利用者負担を考慮して日割りで請求することも差し支えありません。なお、医療機関への入院に伴い、サービス利用契約を解約した場合は、契約解除日を起算日として日割り請求を行うこととなります。
4	介護給付の訪問介護と総合事業の訪問型サービスの一体型の契約書の場合、日割り計算の適用はどうなるのか。	月途中の区分変更(要介護→要支援)の日割りの起算日は、本来であれば契約日となりますが一体的な契約の場合は、有効期間開始日を起算日とします。月途中の区分変更(要支援・事業対象者→要介護)の場合は居宅サービス計画作成依頼届出書の変更年月日(開始日)の前日を起算日としてください。
5	契約日は利用開始日でなくても大丈夫か。	契約日は利用開始日より以前になるため利用開始日でなくても差し支えはありません。
6	月途中で契約をした場合、契約月に利用がない場合は、日割り請求の適用はどうなるのか。	契約月内にサービスの提供がなかった場合、当該月については、報酬を算定することができません。その場合は、初回サービス提供日に属する月以降、月額報酬の算定が可能です。(参照:介護予防・日常生活支援総合事業日割り請求等の適用について)
7	月途中の入居、入所時の日割り請求についてはどうなるのか。	入居、入所日の前日を起算日とします。ただし、利用者が月途中で他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定が可能です。(参照:平成27年3月31日厚生労働省事務連絡『介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について』I資料9)